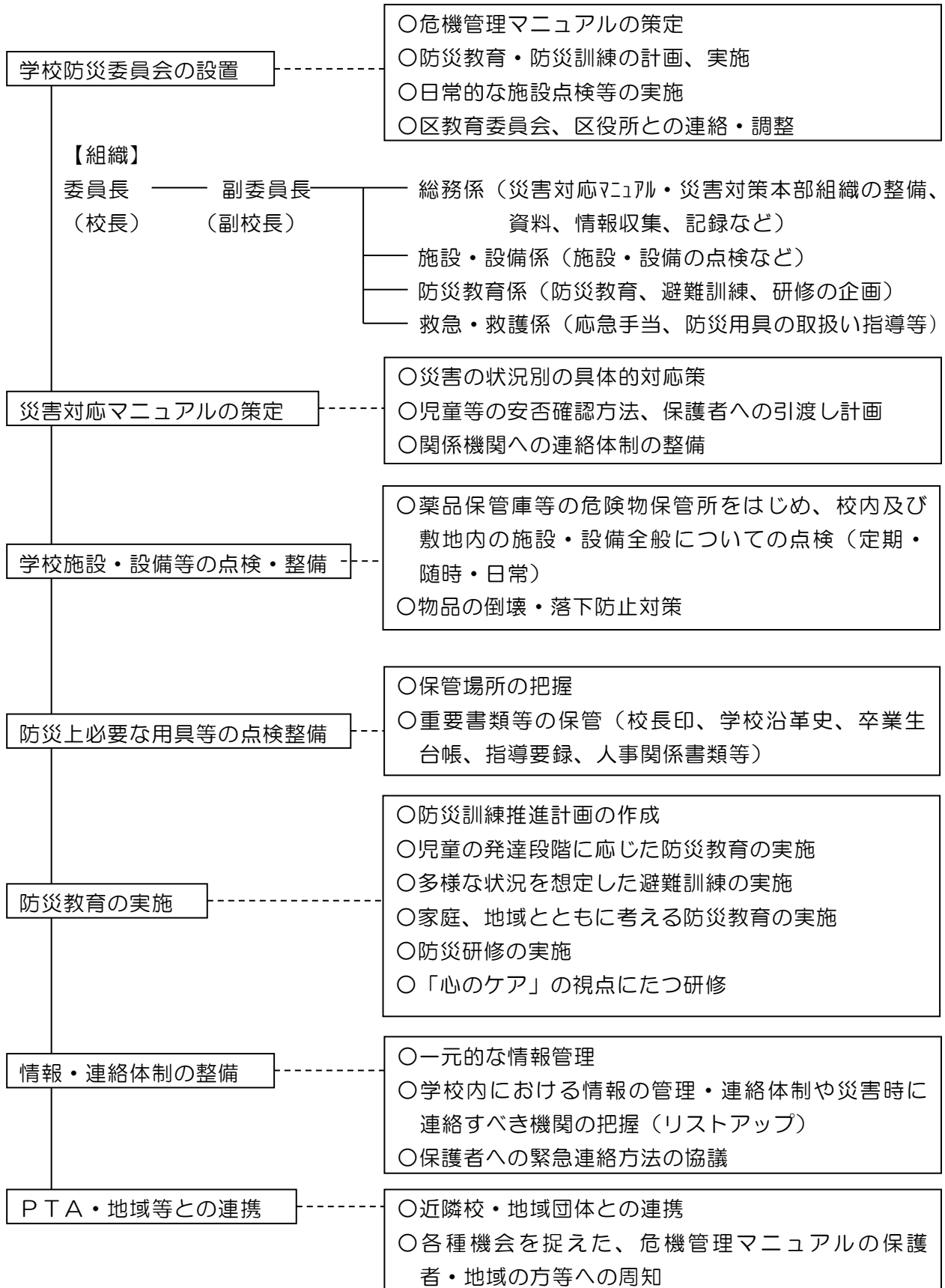


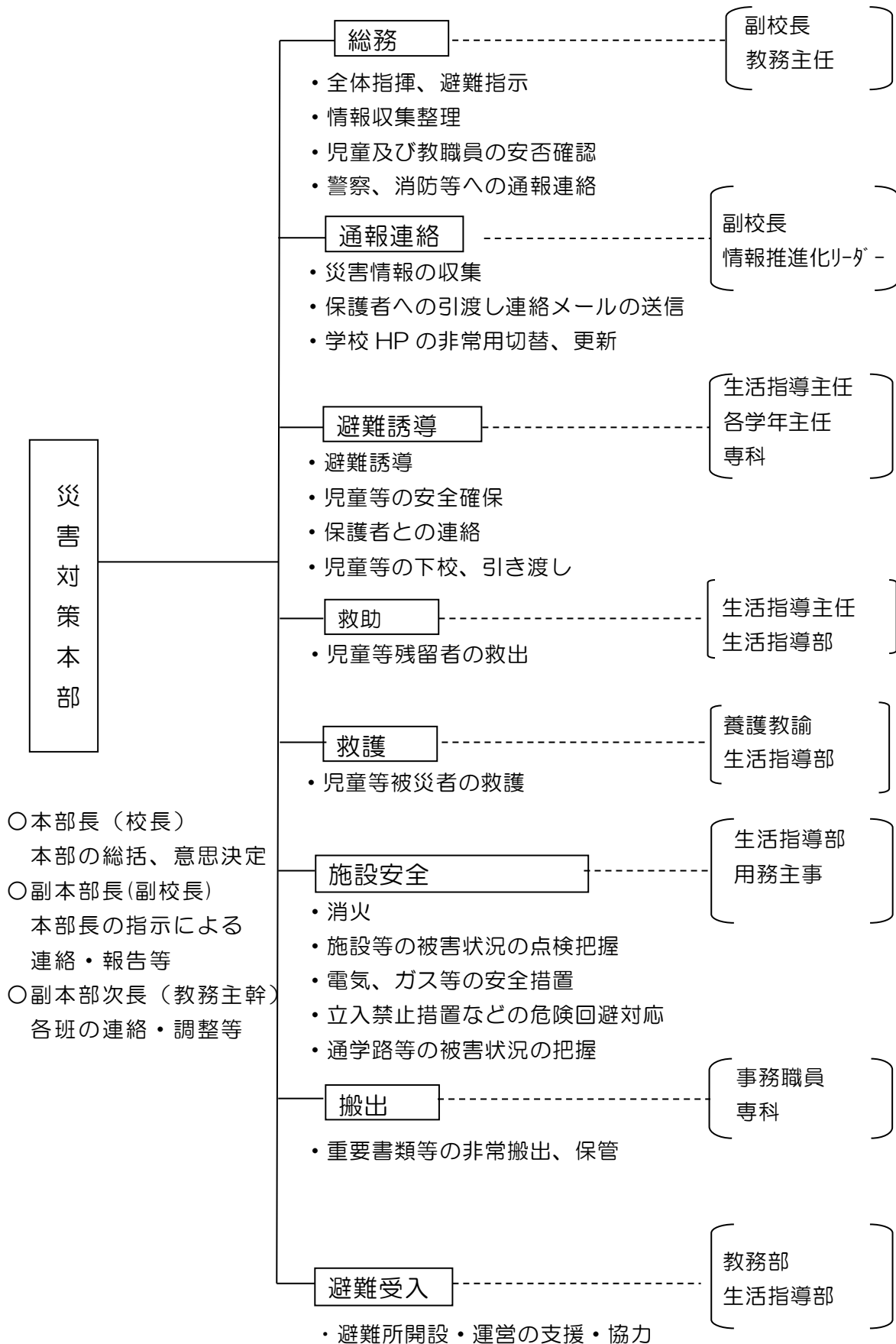
災害対応マニュアル

船堀第二小学校

1 日常的な学校防災活動



2 学校災害対策本部組織



3 大規模地震の「警戒宣言」発令時

○警戒宣言が解除されるまで、臨時休業とする。

1 学校に登校している場合

引渡しを行う。保護者等(引取り予定者名簿にある方)の引取りがあるまで、児童は学校で保護する。(遠足、校外学習等の場合も、学校に戻る。)

2 家庭にいる場合

登校しない。

3 登校途中の場合

そのまま登校する。

4 下校途中の場合

そのまま家に帰る。

○警戒宣言が解除されたときは、解除の時刻によって登校時刻が変わる。

1 午前6時以前に解除された場合

平常通り登校。(午前授業・給食なし。)

2 午前6時以降、午前10時以前に解除された場合

午後1時登校。(給食なし・午後の授業を行う。)

3 午前10時以降に解除された場合

翌日から、平常授業。

給食なしの場合もあり。(一斉メール配信・HP等で連絡)

○校外活動時

1 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。

2 校長は、情報を保護者に連絡する。

3 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。

4 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。

5 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。

6 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

○その他の対策

ア 飲料水、食糧、毛布等を児童のために準備する。

イ 児童に対して、今後の対応を指示、説明する。

ウ 保護した児童の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

○警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

4 **大型地震(震度5強以上)発生時**

1 学校に登校している場合

(1)避難経路の安全確認後、校庭に避難する。

- ・雨天時は、体育館。
- ・津波警報発令時は、4階。
- ・校舎破損や火災発生の場合は、「船堀スポーツ公園」

(2)引渡しを行う。保護者等(引取り予定者名簿にある方)の引取りがあるまで、児童は学校で保護する。(遠足、校外学習等の場合も、学校に戻る。)

2 登校途中の場合

そのまま登校。

3 下校途中の場合

そのまま家に帰る。

特に下校中は、家や学校への距離、途中のビルや店舗への避難等、臨機応変な対応が必要となります。普段から「自分の命は、自分で守る。」という対応について、各家庭でも話し合っておくことが、大切です。

5 始業前・登校時

— 非常配備態勢 —

	児童	学校職員	避難所開設職員 町会	地域住民
発災	—自身の安全確保— 登校前出発以前→自宅へ 登校前出発以後→学校へ	放送などによる指示 校外に向けても発信 管理棟	↓ 学校へ参集なし	↓
避難	原則 校庭に避難・集合 天候・気象等状況に応じて体育館 ※津波警報が出た場合は 3F以上へ	・担任は児童単独 ・担任以外は学校周辺の 見回りと登校児童の誘導 ・主事は校舎の安全確認 情報収集	↓	↓
		災害対策本部指示		
		メール配信・HPアップ ※停電の場合は学校の方 針を校門に掲示 児童監視 ・危険状態・外傷の把握 ・不在児童の発着確認	避難所本部設置 避難所開設 避難所開設マニュアル によって 別記	児童が校外にいれば 体育館も可 避難所開設時に校舎 内各室へ
	保護者へ引き渡し			
引き渡し	無謀者（特に校外役員） に事前依頼したいこと 登校時に発生した場合、 ①集合場所に安全確認に 行くこと、 ②引取できれば学校まで 児童と来ること ③自宅に戻った子を知ら せること	滞留児童の把握・管理 ・子の空いた職員から避 難所運営に参画		

6 授業時

— 非常配備態勢 —

	児童	学校職員	避難所関係職員 町会	地域住民
発災 避難 引き渡し	<p>—自身の安全確保—</p> <p>原則 校庭に避難・集合 天候・気象等状況に応じ て体育館 ※津波警報が出た場合は 3F以上へ</p>	<p>放送などによる指示 （普通車）</p> <p>児童管理 避難経路 安全確保（児童・施設） 情報収集</p>	<p>学校へ参集なし</p>	<p>避難者は一時的に 校庭または多目的 ホールで待機 ※津波警報が出た場 合は3F以上へ</p>
		<p>災害対策本部指示</p>		
		<p>メール配信・HPアップ ※停電の場合は学校の方 針を校門に掲示 児童監視 ・校庭状態・外構の把握</p>	<p>避難所本館設置 避難所開設 避難所開設マニュアル に沿って 対応</p>	<p>児童が校舎内ならば 体育館も可 避難所開設後に校舎 内へ誘導</p>
	<p>保護者へ引き渡し</p>			
		<p>帰園児童の把握・管理 ・子の立った職員から避 難所運営に参画</p>		

7 下校時・放課後

— 非常配備態勢 —

	児童	学校職員	避難所開設職員、 町会	地域住民
発災	<p>—自身の安全確認—</p>	<p>放送などによる指示、 校外に向けても発信、 首尾瞭</p>	<p>学校へ参集なし</p>	
避難	<p>早期・迅速に避難・集合 天候・気象等状況に応じて 体育館 ※津波警報が出た場合は 3F以上へ</p>	<p>下校前の担任は児童単 独 ・それ以外の教員は学校 周辺の見回りと下校中の 児童の検核・誘導 ・主事は校舎の安全確認 情報収集</p>	<p>避難所開設マニュアルに 沿って 別記</p>	<p>避難者は一時的に 校庭または多目的 ホールで待機 ※津波警報が出た場 合は3F以上へ 児童が授けなければ 体育館も可 避難所開設後に校舎 内各室へ</p>
	災害対策本部指示			
	<p>※自力で学校に戻った子 々々、児童にいる子 祖父母宅にいる子など、 多様になると思われるの で、下校後の情報を得て おく</p>	<p>メール配信・HPアッ プ ※停電の場合は学校の方 針を校門に掲示</p>	<p>避難所本部設置 避難所開設 避難所開設マニユ ールに沿って 別記</p>	
	児童監視			
	保護者へ引き渡し			
引き渡し	<p>保護者に事情説明したい こと 下校時に発見した場合、 ①学校まで児童を迎えに 来ること ②自宅に戻ったことを学 校に知らせること</p>	<p>帰国児童の把握・管理 ・子の空いた職員から遊 童所運営に参画</p>		

8 夜間・休業日

— 特別非常配備態勢 —

	児童	学校職員	避難所開設職員 可会	地域住民
防災 避難	自身の安全確保	原則として職員に移動 児童の組織及び避難所の運営機軸に従事する	学校へ移動	避難者は一時的に校庭または多目的ホールで待機 災害発生後が落ち着いた場合はコフ以上へ 避難所開設後に校舎内へ入室へ
災害対策本部指示				
		メール配達・HPアップ 容易できる職員の配達 児童の応答確認 ・名簿の確保・チェックしてもらう 長期休業中なら各西極宮旗のようなものを設置して伝える 災害時は電子ダイヤルの利用も開始しておく	避難所本向設置 避難所開設 避難所開設マニュアルに沿って 実施	

9 学校教職員非常配備計画

時間の流れ →

地震	勤務時間内 発災	特別非常 配備態勢	非常配備態勢	平常時の 態勢
	勤務時間外 発災			

震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行

[1] 児童・職員の安否確認及び保護者への引渡し

- ① 在校する児童の安全確保
- ② 外出している児童の安全確保
- ③ 教職員の安全確保
- ④ 保護者への引渡し連絡

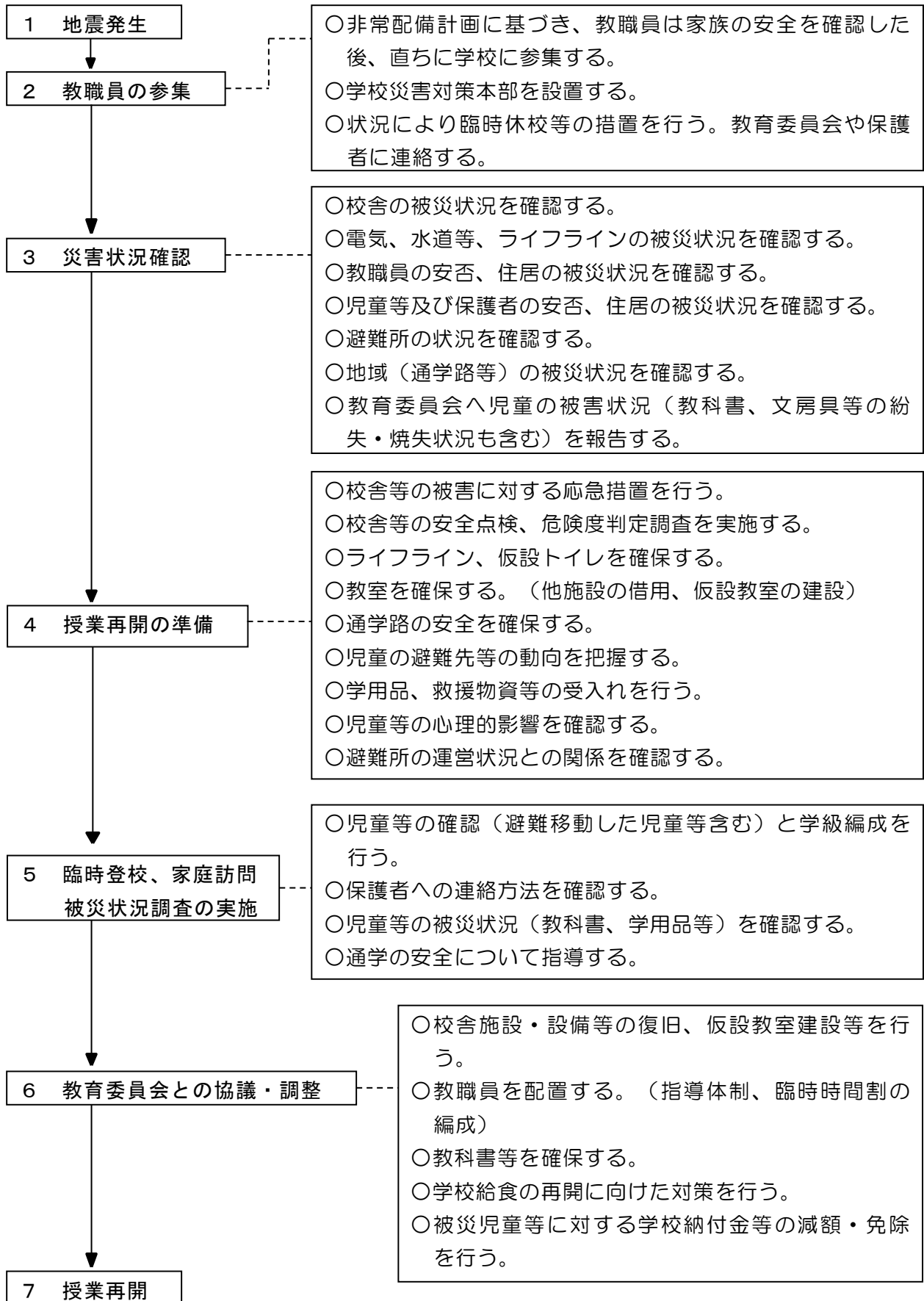
[2] 被害状況の確認

- ① 受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
- ② 建物および施設周辺の状況確認
- ③ ガス、電気等ライフラインの状況確認

◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力

* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル(避難所開設)参照

10 授業再開に向けた対応マニュアル



◎ 留意事項

0. 平常時

- (1) クラス名簿に、在籍数を記入した「確認票」を常備しておく。
- (2) 毎日、保健室に始業時の出欠状況や、遅刻・早退の状況を記入しておく。

■授業中（教員が指導しているとき）… 教員は児童に適切な指示を与え、避難させる。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 「窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。」ことを指示する。
- (3) 児童を廊下に出し、2列に並ばせる。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）ち（近づかない）」を守らせて移動させる。
- (2) 階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。
(待たせない)

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並ばせる。
- (2) 担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- (3) 担任(教科担任)は、確認票に不在児童の数と名前を書いて副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり(〇〇が不明)」
*「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。(早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む)
<避難完了>
- (4) 担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）… 児童は自主的に判断して、避難を行う。

1. 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- (2) 近くの窓をしめ、カーテンを束ねる(開ける)。扉をしめ、電気を消す。

2. 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通過して移動する。

3. 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに出席番号順に並び。
- (2) 教員の指示に従って、待機する。